

**PCA所得税 平成28年度
(Rev21.00)
利用上の注意事項について**

ピー・シー・エー株式会社

変更点：

- ・データベースが「SQLServer」に対応いたしました。
今回は「SQLServer2014Express版」がバンドルされています。

※現行のスタンドアロン版のデータベースがSQLServer化されたただけであり、ネットワーク対応となった訳ではありません。

- ・メディアが「CD-ROM」から「DVD-ROM」に変更となりました。
- ・「マイナンバー管理ツール（Rev2.01）」対応になりました。
※新規出荷分および28年度版の一斉交換にはバンドル致しますが、以後はダウンロード提供が原則となります。

※利用するためにはサービスライセンスコードの登録が必要となります。

- ・『PCA減価償却V.3』との連携内容が変更となっております。



SQLServer2014対応

SQLServer2014のインストールが必要です。
ソフトインストール画面からインストールできます。

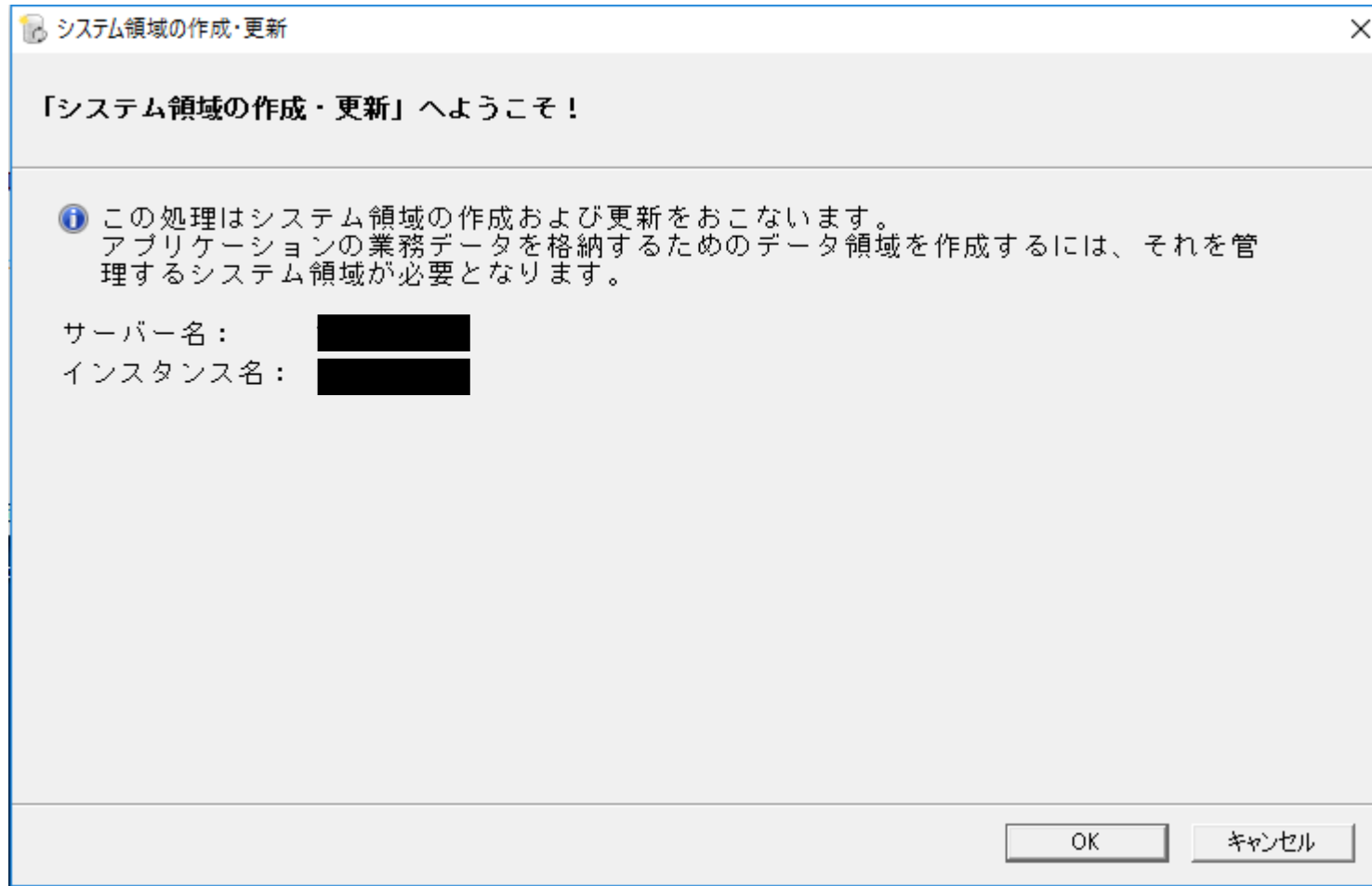
必要に応じて「SQLServer2014」
をインストールしてください。



インストールする環境によっては「.NET Framework 3.5 SP1 /4.6」が必要になります。
「.NET Framework 4.6」のインストールには4.5GBの容量が必要です。

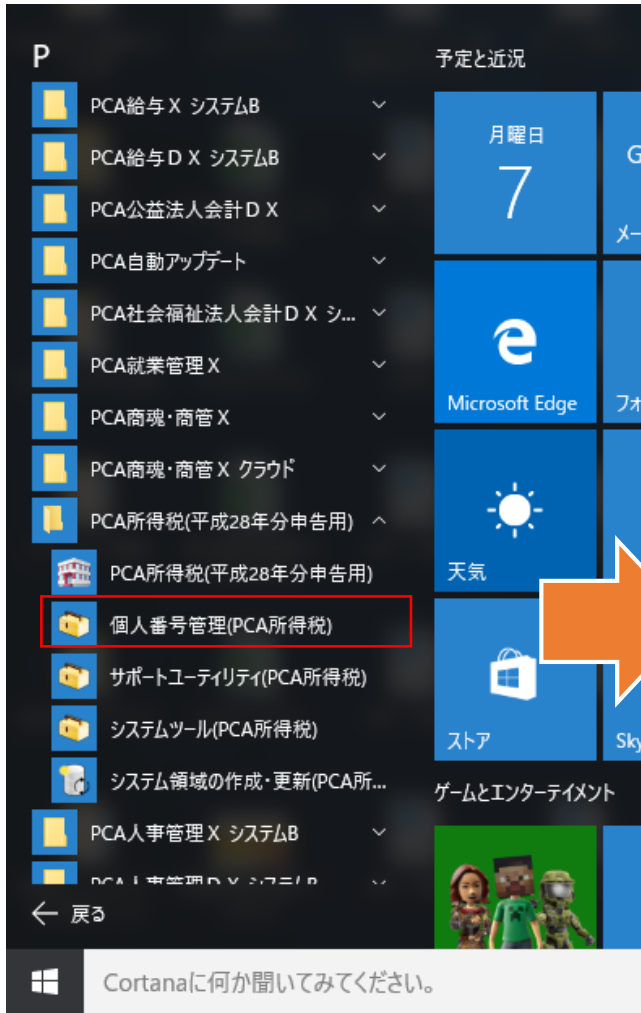
システム領域の作成

セットアップ後は「システム領域の作成・更新」が必要です。

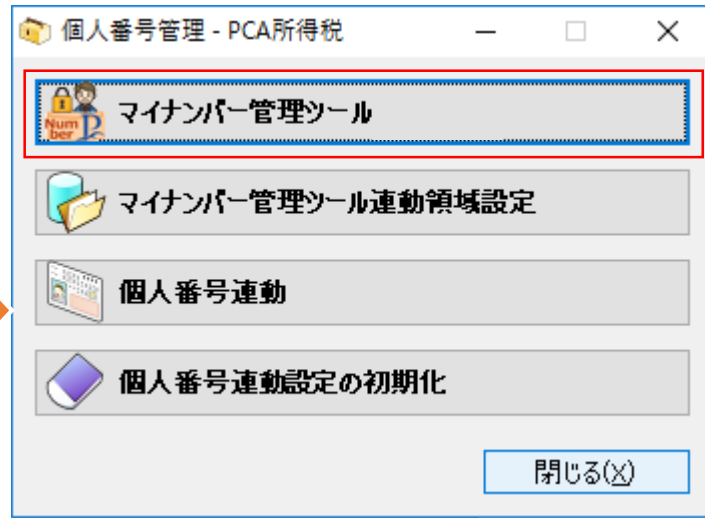


マイナンバー管理ツール対応

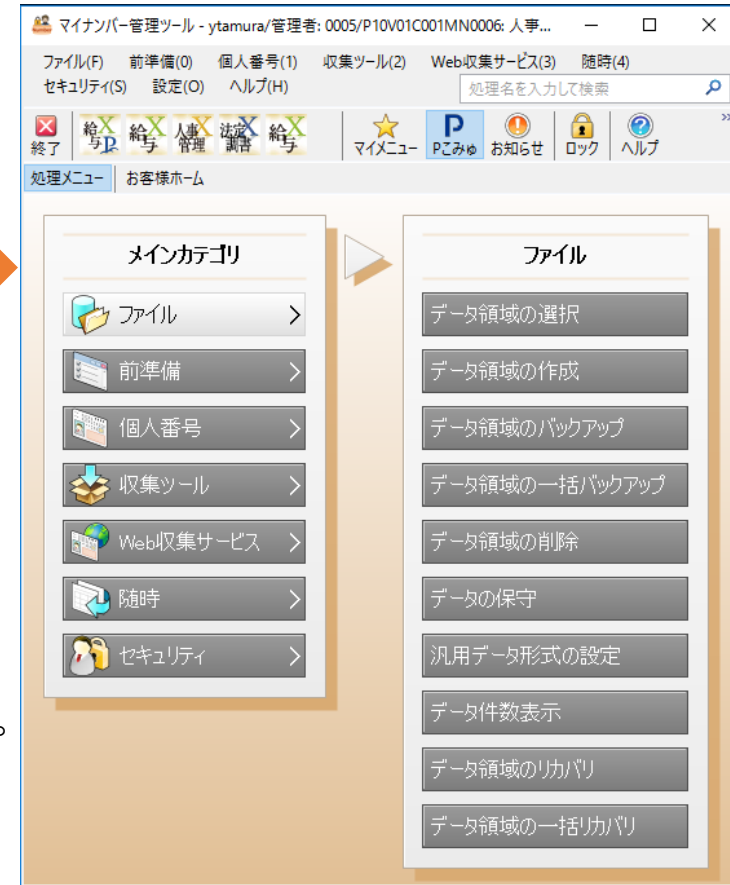
『PCA所得税』の「マイナンバー管理ツール」の起動は別exeとなっています。



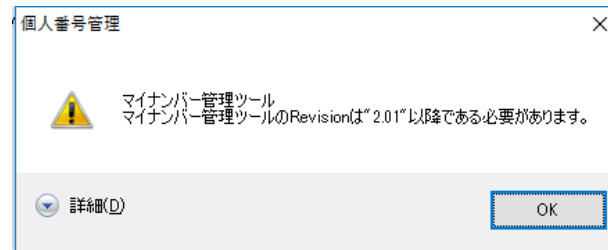
「個人番号管理」画面



「管理ツール」の起動



「管理ツールRev2.01」以降の対応となります。



Windows10の場合

「すべてのアプリ」より「個人番号管理 (PCA所得税)」を選択

マイナンバー管理ツール対応 連動領域設定

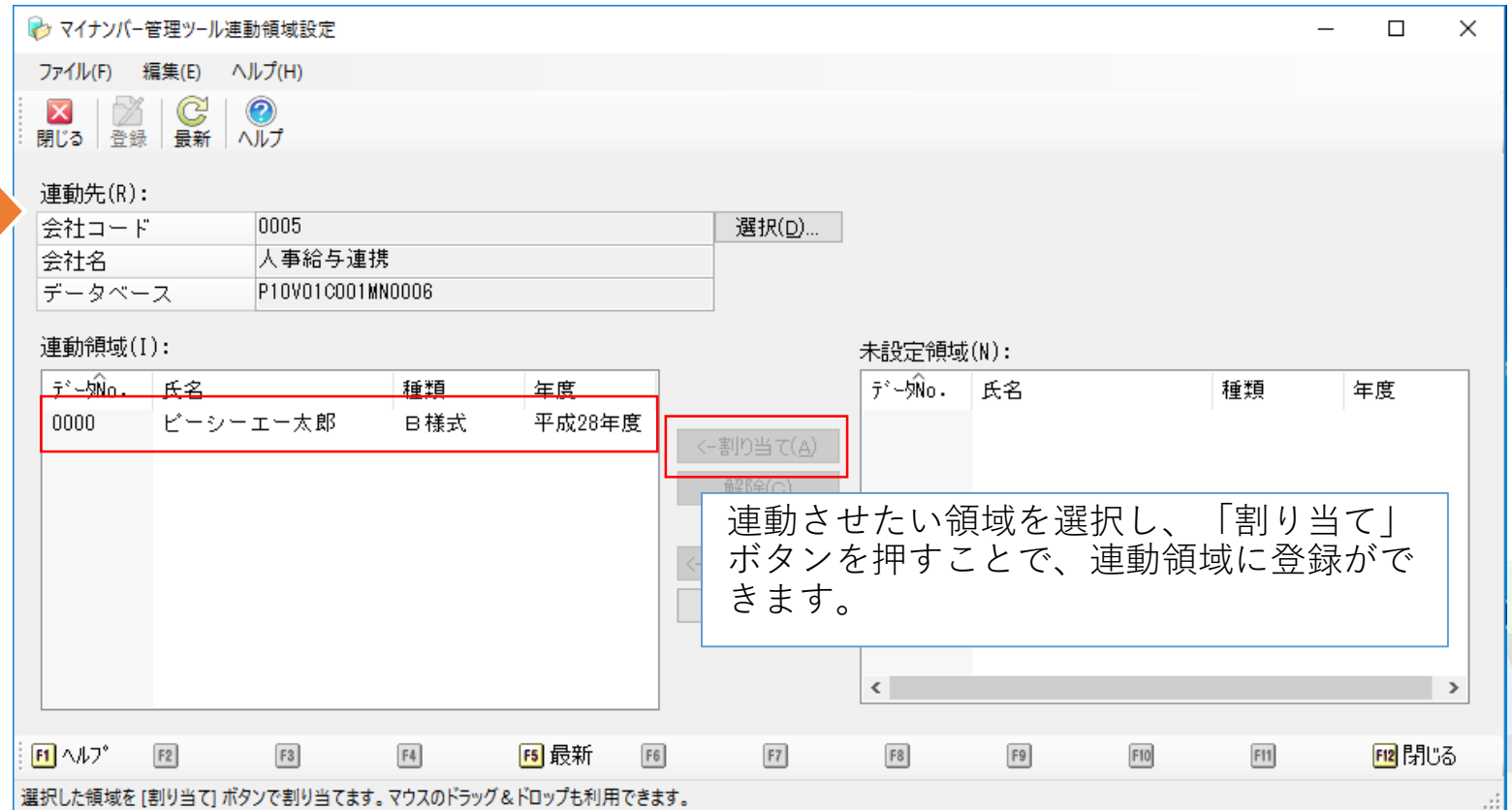
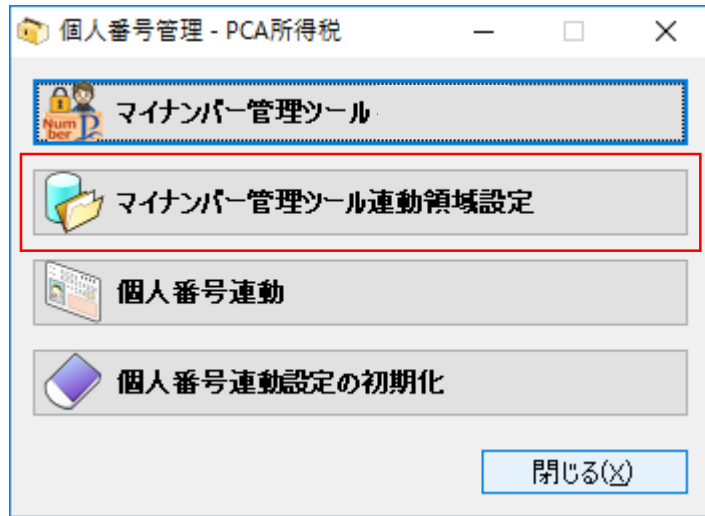
マイナンバーを利用する際は、連動する領域設定が必要です。

「マイナンバー管理ツール」の領域と『PCA所得税』を関連付けてください。

※関連付けするためには、まず「マイナンバー管理ツール」の領域作成が必要です。

「マイナンバー管理ツール」の設定については「マイナンバーガイド」をご参照ください。

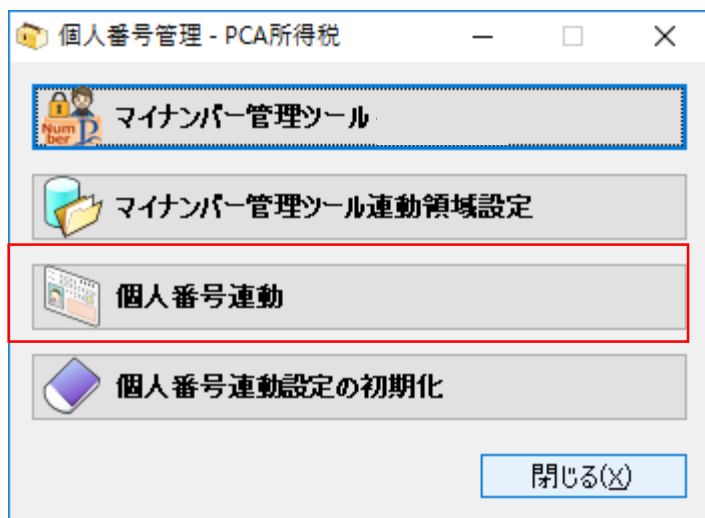
「個人番号管理」画面



マイナンバー管理ツール対応 個人番号連動

『PCA所得税』側でマスターの登録・修正等を行った場合には「マイナンバー管理ツール」の領域との連動作業が必要です。

「個人番号管理」画面



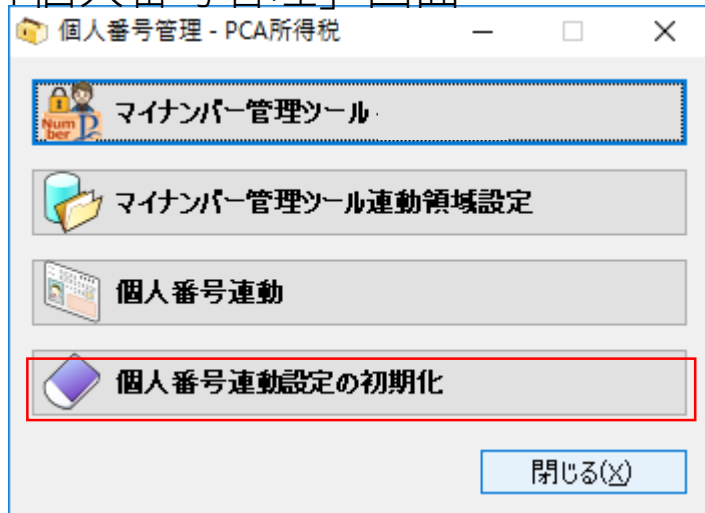
「個人番号連動」画面



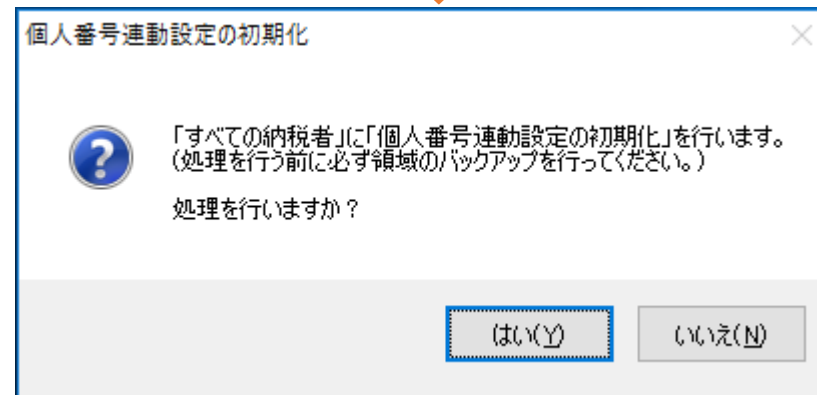
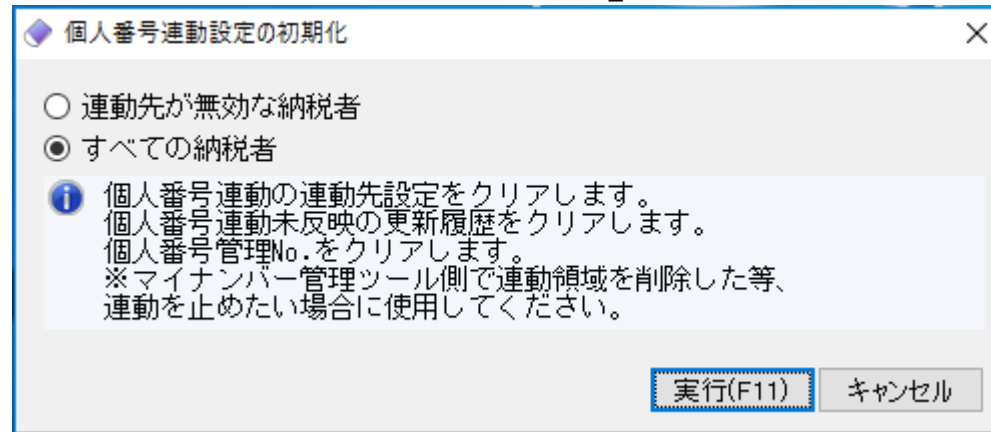
マイナンバー管理ツール対応 個人番号連動設定の初期化

「マイナンバー管理ツール」と『PCA所得税』の連動を中断したいときに利用します。

「個人番号管理」画面



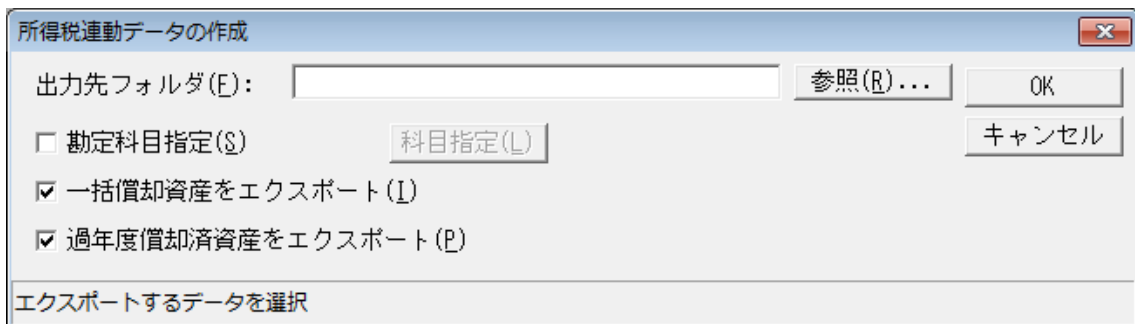
「個人番号連動設定の初期化」画面



『PCA減価償却V.3』 連携

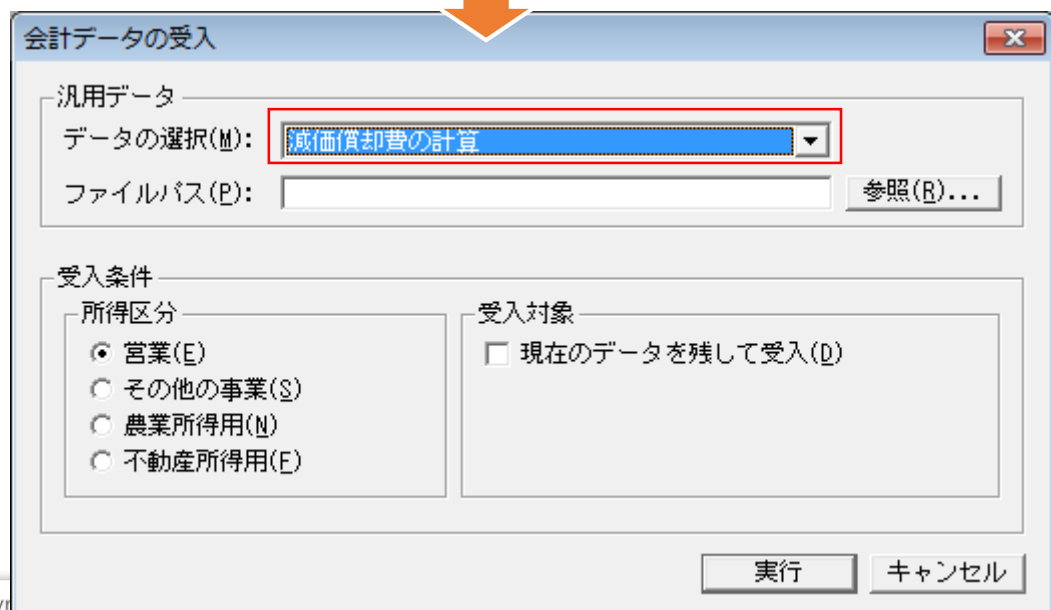
今回より「決算書／内訳書の外部データの受入機能」が拡張されたことに伴い、『PCA減価償却V.3』の「PCA所得税にエクスポート」機能について汎用データ形式(ファイル形式)に変更されています。

『PCA減価償却V.3』 - 「PCA所得税にエクスポート」



エクスポートの対象となるデータ領域を開き、「ファイル」メニューより「PCA所得税にエクスポート」を起動。

『PCA所得税』 - 「オプション」 - 「会計データの受入」

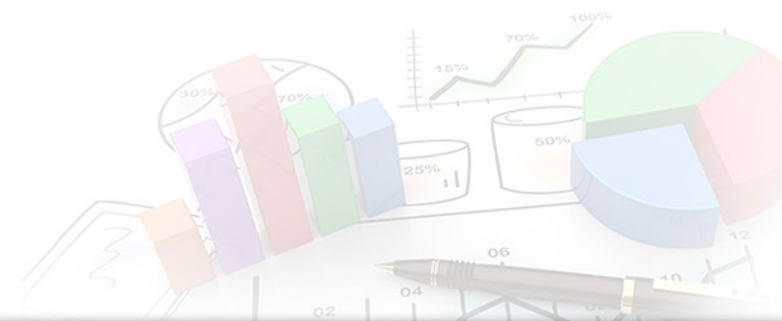


データの選択で「減価償却費の計算」を選択。
[参照]ボタンより先ほど出力した資産データのファイルを選択。
受入条件の所得区分で受入の対象となる決算書／内訳書の所得区分を選択。
[実行]ボタンを押下すると選択された決算書／内訳書の「減価償却費の計算」に資産データが受入。

レイアウト変更は平成28年度分以降のデータのエクスポートより適用
(前年度分のエクスポートは変更なし)

『PCA減価償却V.3』 連携の注意点

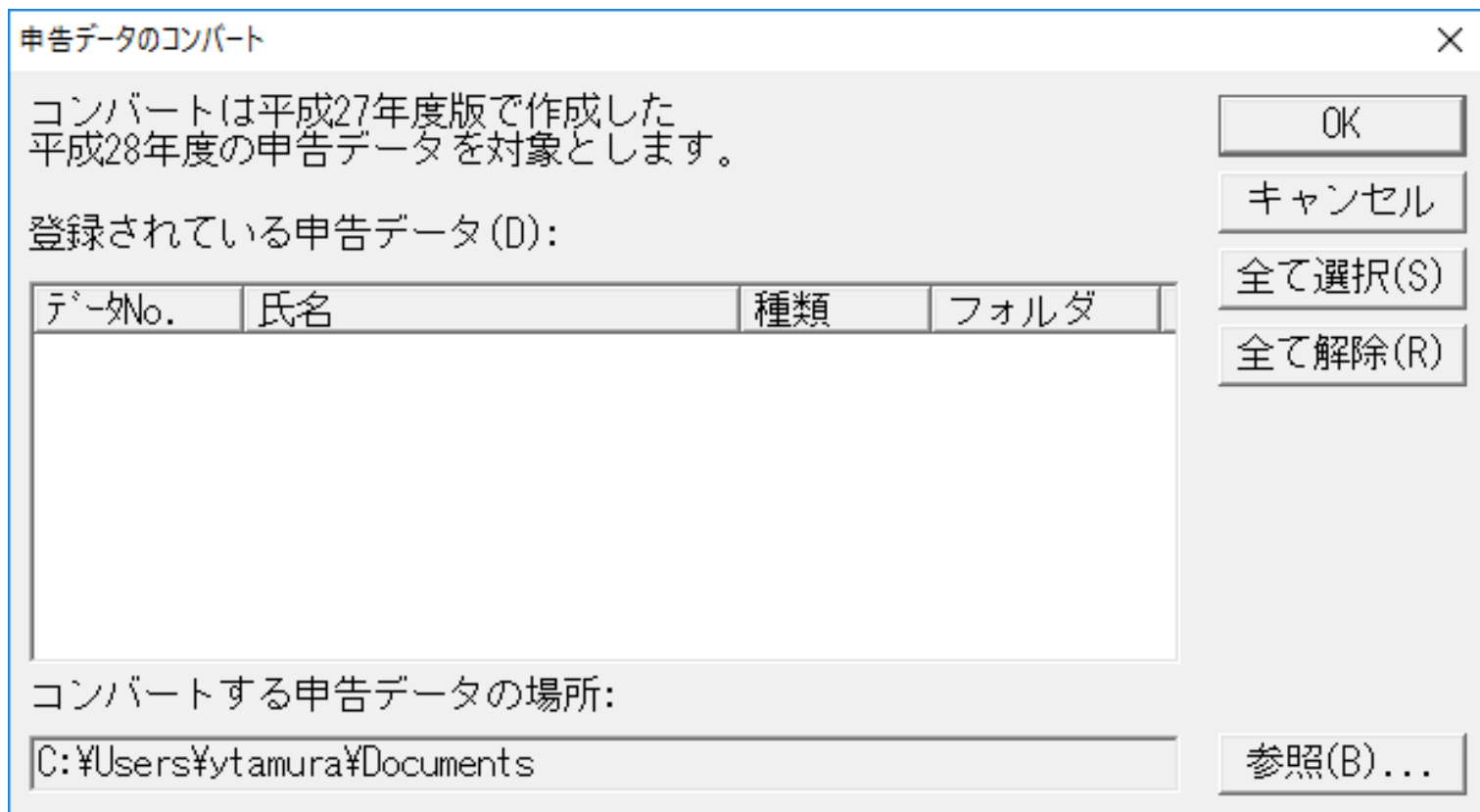
- 『PCA所得税(平成27年分申告用)』で作成された平成28年分の暫定データについては変更前の形式によりエクスポートすることはできません。PCA所得税(平成28年分申告用)にコンバート後に変更後の形式によりエクスポートを実行してください。
- 『PCA所得税』の「貸借対照表」の固定資産科目(「土地」を除く)については、「減価償却費の計算」より金額が自動転記されます。その他の資産科目については金額が転記されませんのでご注意ください。



データのコンバート処理

繰り越しデータを利用する場合はコンバート処理が必要です。
対象となるデータは「平成27年度版」で作成した平成28年度データのみとなります。

「ファイル」 - 「コンバート」



データのコンバート時の注意事項

●基本情報

【配偶者/扶養者等】

コンバート元の「氏名」及び「生年月日」が入っているデータが対象

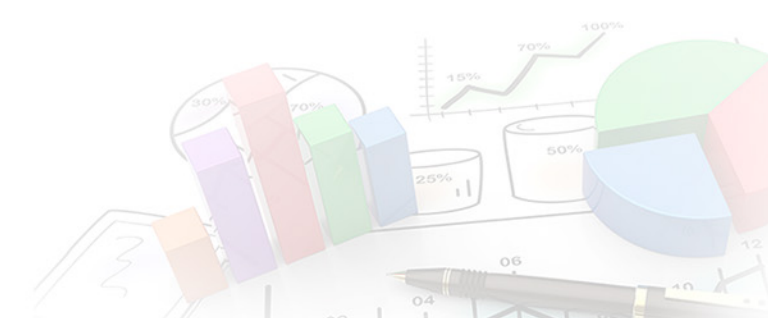
コンバート先	コンバート元
氏名	氏名
続柄	続柄
生年月日	生年月日
同居	同居
障害者区分	障害者区分
所得金額	所得金額
専従者	コンバートの対象となる「配偶者/扶養者等」と
右記の条件に該当する場合は「該当」	申告書B第二表-「事業専従者に該当する事項」の氏名及び続柄が一致するデータが存在する場合

●申告書B

【事業専従者に関する事項】

基本情報の「配偶者/扶養者等」と申告書B第二表-「事業専従者に関する事項」の氏名及び続柄が一致するデータが対象

コンバート先	コンバート元
基本情報の「配偶者/扶養者等」と申告書B第二表-「事業専従者に関する事項」の登録順序が異なる場合には、以下の項目を基本情報の登録順序に並べ替えてコンバートします。 ※コンバート対象となったデータについての整合性をとるため	
基本情報の「配偶者/扶養者等」と申告書B第二表-「事業専従者に関する事項」の登録順序が異なる場合には、以下の項目を基本情報の登録順序に並べ替えてコンバートします。 ※コンバート対象となったデータについての整合性をとるため	
従事月数・程度	従事月数・程度
仕事の内容	仕事の内容
専従者給与(控除)額	専従者給与(控除)額

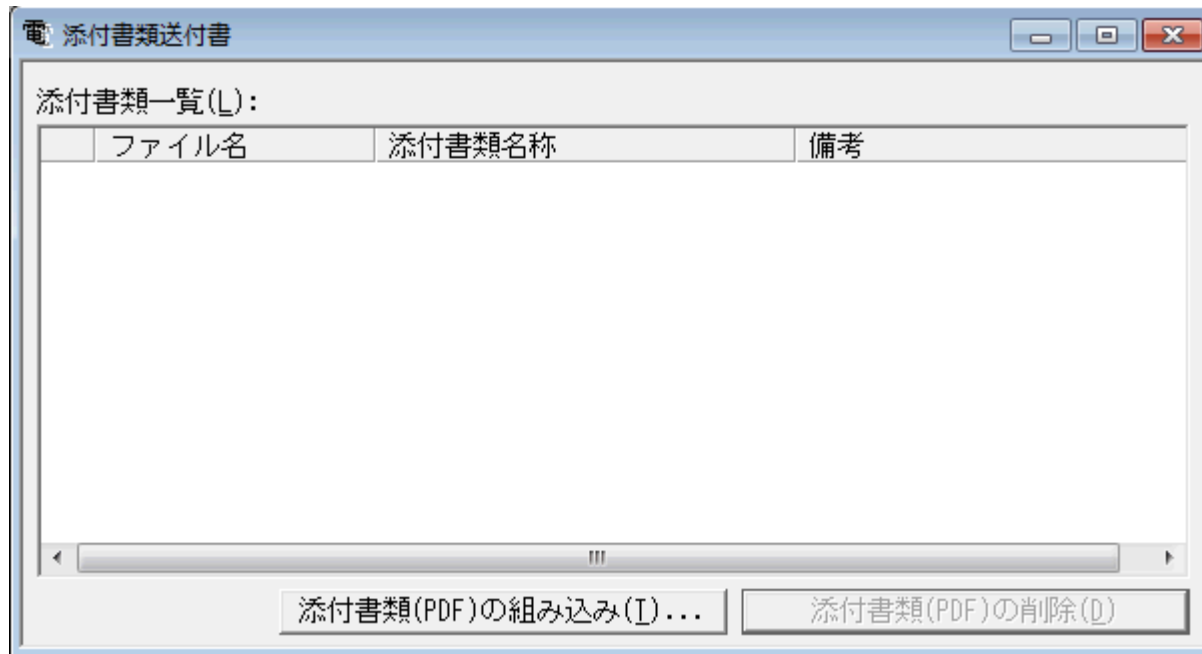


e-Taxイメージ添付書類対応

平成29年1月4日より添付書類についてイメージデータ（PDFのみ※）による提出が可能となります。送付の際は「添付書類送付書」を作成する必要があります。

●添付書類送付書

イメージデータにより提出する添付書類を追加します。添付書類一覧に添付したファイルがある場合には、電子申告の手続きにおいて、「イメージ添付書類」データの作成の対象となります。



※添付できる条件

1ファイル最大1.0MBまで。

ファイル数は16ファイル（1.5MB/ファイル）まで。
追加送信には未対応。

対面確認以外のマイナンバー収集支援ツール

依頼先・関与先等へマイナンバー提出を求める際にご利用いただけるよう、『PCAらくらく安心マイナンバー収集セット（MY-0001）』の購入特典として、所得税申告用利用目的を追加致しました。

税理士事務所等、所得税申告業務を請負われているアウトソーサー様が申告者および扶養家族のマイナンバー・本人確認資料を収集する際のご利用を想定したコンテンツです。



【利用方法】

- ①利用目的を購入者専用サイトよりダウンロードし、印刷してください。
ID・パスワードは『PCAらくらく安心マイナンバー収集セット』購入時に同梱されている「マイナンバー収集業務担当者様」に記載されています。
- ②購入時に封入されている「従業員向け」の目的案内を抜き出し、印刷した「所得税用」の目的案内に差し替えてください。



※『PCAらくらく安心マイナンバー収集セット【外部支払先用】（MY-0002）』には当該特典は付きません。

※『PCA所得税』をご利用いただく際の『PCAマイナンバー収集サービス』および『マイナンバー収集ツール』のご利用は動作検証外となっております。ご注意ください。